

行政相談委員

市内には、総務大臣から委嘱を受けた7人の行政相談委員が配置され、行政に関する苦情や意見、要望、相談に応じています。
各地域の相談委員と相談日、相談場所は次のとおりです。

地域	氏名	自宅電話番号	定期相談日	定期相談場所
庄原	中山 忠昭	0824-72-5873	毎月第3木曜日 13時30分～16時30分	庄原市ふれあいセンター 0824-75-0300
西城	伊達 正信	0824-82-3256	6・8・10・12・2月の 第3木曜日 13時30分～16時30分	西城保健福祉総合センター 0824-82-3351
東城	毛利 妃沙恵	08477-2-4027	毎月第3木曜日 13時30分～15時30分	東城町老人福祉センター 08477-2-0488
口和	石田 涼也	0842-89-2022	9・11・2月の 第3木曜日 13時30分～16時30分	口和老人福祉センター 0824-89-2320
高野	小川 益丸	0824-86-2222	7月2日、9月3日、 11月1日、1月7日、 3月1日 10時～12時	高野支所（市民生活課） 0284-86-2115
比和	村尾 孝吉	0824-85-2209	毎月第3木曜日 13時30分～15時30分	比和文化会館 0824-85-2600
総領	秋山 義治	0824-88-2217	毎月10日（6月は11日、 11・2月は12日） 9時～11時	総領健康福祉センター 0824-88-3110

○定期相談日が相談場所の閉館日にあたる場合は、日時を変更または中止します。

○定期相談日以外の日にも、各委員の自宅で相談を受け付けています。

問い合わせ 市民生活課生活安全係 ☎0824-73-1154

障害者相談員

庄原市が委嘱する「身体障害者相談員」、「知的障害者相談員」は、身体障害や知的障害のある方のさまざまな相談に応じ、必要な助言・指導を行うとともに、関係機関に連絡をとるなどして、その援助を図っています。

各地域で、次の方々が相談員として委嘱されています。

【身体障害者相談員】

担当地区	氏名	住所	自宅電話番号
庄原	正 宗 良 之	川北町 6 3 6 番地 1	0824-72-1606
	田 畠 富 夫	東本町一丁目 2 0 番 8 号	0824-72-6969
	金 沖 一 三	戸郷町 5 番地 4 8	0824-72-2289
西城	長谷川 敏 子	西城町中迫 1 6 6 番地	0824-82-3727
東城	小 田 龍 雄	東城町川西 8 7 1 番地 2	08477-2-0393
	伊ノ木 健 治	東城町久代 1 0 3 番地 6	08477-2-2778
口和	横 山 敏 美	口和町宮内 8 9 番地 3	0824-87-2257
高野	田 部 秀 基	高野町新市 7 9 5 番地 1	0824-86-2229
比和	和 田 勅 相	比和町三河内 1 9 0 3 番地	0824-85-2368
総領	山 中 正 憲	総領町中領家 5 6 2 番地 1	0824-88-2858

【知的障害者相談員】

担当地区	氏名	住所	自宅電話番号
庄原	四 水 薫	濁川町 6 0 3 番地	0824-72-4782
	三河内 偉 津 夫	永末町 1 2 3 番地	0824-72-6451
西城	山 城 倬 也	西城町中野 1 3 5 5 番地	0824-82-3071
東城	藤 澤 光 弘	東城町受原 1 4 4 番地 1	08477-4-0117
口和	森 永 正 憲	口和町向泉 3 2 2 番地	0824-87-2082
高野	加 藤 賢 三	高野町新市 6 8 6 番地	0824-86-2507
比和	戸 谷 繁 美	比和町比和 6 1 7 番地 2	0824-85-2765
総領	河 内 文 雄	総領町亀谷 6 2 5 番地	0824-88-2836

生活安全相談員

市では、市民の生活安全に関する相談や安全活動に対して、専門的な指導や助言をし、生活の安全・安定の向上を図るために生活安全相談員を設置しています。

毎日の暮らしの中で気になることがあれば、お気軽にご相談ください。

【相談員の業務】

- 市民からの生活安全に関する相談や要望への対応
- 地域の団体などへの生活安全に関わる指導や助言

- 現場での防犯活動の実施
- 犯罪予防や事故防止のための啓発

【相談日】

毎週月～金曜日
9時～16時（12時～13時は除く）
※祝日、12月29日～1月3日までは休みです。

【相談場所】

市民生活課生活安全係

【問い合わせ】

庄原市生活安全相談員 ☎0824-73-1244（直通）
市民生活課生活安全係 ☎0824-73-1154



生活安全相談員
松田 史朗さん

男女共同参画の 取り組みを 支援します！

男女共同参画 推進補助金

男女共同参画社会づくりを進めるため、推進事業を実施する市内の団体やグループに補助金を交付し、その取り組みを支援します。

●補助対象

市民を対象とする男女共同参画の推進をテーマとした講演会・講座・研修会などで次のいずれにも該当するもの

- (1) 団体が主体的に企画運営するもの
- (2) 団体の所在地が市内であること
- (3) 営利を目的としないこと

●補助金の額

予算の範囲内で、対象事業費の10/10（限度額4万円）ただし、収益金がある時は、補助対象経費から収益金を控除した額

●申請期間

6月5日（火）～7月3日（火）

●申請方法

女性児童課または各支所担当課にある申請書（市のホームページからも取り出せます）に必要事項を記入して、郵送または持参により提出してください。

●申し込み・問い合わせ

*申請多数の場合は、審査会を開催し決定します。
女性児童課男女共同参画係
☎（0824）73-1243
または各支所市民課・市民生活課